

大分県福祉避難所連携体制構築支援事業実施要領

令和7年3月31日福保第1383号伺定

第1 趣旨

福祉避難所同士が、被災状況の把握・共有や、職員・資機材等支援リソースの相互融通により行政の指示を待たず自主的に福祉避難所を開設し、運営を継続できる連携体制の構築を支援し、災害時要配慮者が身近な地域で福祉的支援を受けられる体制の強化を図る。

第2 定義

- (1) 協定施設とは、災害対策基本法施行規則第一条の七の二の規定により市町村長が公示した指定福祉福祉避難所及び福祉避難所としての協定を市町村と締結した協定福祉避難所とする。
- (2) 福祉避難所グループとは、複数の協定施設が第1の趣旨を達成するため、それぞれの地域において形成する協定施設のグループとする。

第3 事業の内容等

- (1) 複数の協定施設が、地域における福祉避難所開設の実効性確保に向けて、福祉避難所グループを設置し相互連携体制を構築するための取組とする。
 - 福祉避難所グループの設置
 - ・地域の実情に応じて、福祉避難所グループ事前計画策定指針（別紙）を参考に、福祉避難所グループを設置
 - ・福祉避難所グループの設置にあたっては、福祉避難所の開設者である市町村の関与を必須とする。
 - ア 事前計画の策定
 - ・福祉避難所グループ事前計画策定指針を参考に、情報共有や開設可否の検討、支援リソースの相互融通や訓練の実施などについて整理した事前計画を策定
 - イ 開設・運営訓練の実施
 - ・事前計画の実効性を図るため、随時、開設・運営訓練を実施し、事前計画にフィードバックする。
 - ウ 必要な資機材の整備
 - ・事前計画の実行や開設・運営訓練の実施に必要な資機材の整備を行う。
- (2) 事業実施主体は、福祉避難所グループとする。

第4 助成措置

知事は、予算の範囲内において、福祉避難所グループが実施する事業に要する経費について別に定める大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱により福祉避難所グループに助成するものとする。

第5 事業の運営

事業実施主体は、当該事業で作成した事前計画に従い、訓練を実施することにより、継続的に計画の見直しを図り、計画の実効性確保に努める。

第6 事業の支援

知事及び市町村長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて事業実施主体へ支援、助言を行うものとする。またNPO等の専門的知見を有する団体からも、同様の支援、助言が得られるよう調整に努めるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和7年度当初予算から適用する。